

総務委員会会議録

平成23年11月30日(水)

(開会) 11:50

(閉会) 12:00

案 件

1. 議案第99号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第99号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人事課長

それでは議案第99号について補足説明をさせていただきます。議案書の7ページをお願いいたします。本年9月に出されました人事院勧告を参考といたしまして、本市職員の給与条例を改めるものでございます。今回の人事院勧告の主な内容といたしましては、月例給の減額改定でございますが、月例給につきましては民間給与との比較におきまして、中高年齢層以上の世代についての民間を上回っているとして50歳代を中心に40歳代以上の職員が受けます行政職俸給表、括弧1の号俸を最大で0.5%引き下げまして、全体として平均0.2%を引き下げたものに改め、格差を是正しようとする人勧の内容でございます。

これを参考といたしまして、本市条例の具体的な改正内容につきましては議案の新旧対照表にてご説明いたしますので、議案書の12ページをよろしくをお願いいたします。飯塚市職員の給与に関する条例の別表といたしまして規定しております行政職給料表につきまして、15ページにかけて掲載をしております。今回の改正の給料月額につきましては表が小さいですが、新旧対照表の給料月額の金額の下に下線を引いております。例えば12ページで申し上げますと7級、上から17号級というのがございます。こちらのほうに下線を引かせていただいております。この下線の部分につきまして、今回改正を行ったところでございます。先ほどご説明いたしましたとおり、50歳代を中心といたしました中高年齢層以上の職員の給与につきまして、本市の場合、最大で0.49%。給料表全体としていたしまして、平均0.19%の減額改定となっております。次に15ページから16ページにつきましては、今回の改正に伴います附則において給料の切り替えに伴う経過措置、施行日期日等を定めているところでございます。以上で簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

永末委員

意見なんです、中高年齢層、主に40歳以上の方の給与の引き下げということでしたが、40代以上となりますと、一番色々子どもさんにお金がかかったり、住宅ローンとか、そういったのがかなり嵩んでくる時期じゃないかと思しますので、そのあたりの考慮はどのようにされているのでしょうか。

人事課長

ただいまご質問の中高年齢層への影響についてでございますけれども、今回、人事院勧告の内容につきまして、それを参考といたしまして改正をさせていただいているところでございますが、人事院勧告につきましてはあくまで官民格差、この部分を根拠といたしまして、勧告がなされており、現在官民格差を見た場合、中高年齢層の分についてどうしても官民格差があるというところで、この50歳代中心とした部分について勧告がなされたところでございます。この

勧告につきましては、国あるいは県等の状況も見ながら私どもとしても対応しているところでございますので、準拠した形で対応していきたいというふうに考えております。

宮嶋委員

この50代を中心ということですが、だいたいどのくらいの人数の職員が影響を受けられるのか。金額的には、0.49%というふうに言われましたけど、そういう金額がだいたいのくらいになるのか、平均でどのくらいになるのか教えてください。

人事課長

ただいまのご質問でございますけれども、今回、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、減額の対象となる40代の職員といたしましては、10月1日現在で539人となっており、全体の59%となっております。この影響額につきましては、総額で約1112万1千円と試算をしているところでございます。対象者に対する実際の影響額でございますけれども、先ほど申し上げました539人、一人あたりの平均でございますが、年間で2万633円。月にいたしまして856円というふうに試算をしております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

明石委員

先ほど言われました官民の格差によってということですが、民間というのはたくさんあると思うんですよね。一部上場から中小企業まで。そういうふうな中で、どれぐらいのところをとって試算をされているのか、ちょっと教えていただけますか。

人事課長

先ほど申し上げましたとおり、人事院勧告の調査によりまして、この勧告基準が出ております。この調査におきましては事業規模50人以上かつ事業所規模が50人以上の事業所、約4万7500事業所から無作為抽出によりまして、1万500事業所の個人給与43万人の調査をされているところでございます。この比較の方法といたしましては、それぞれの役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を官民比較いたしましてその格差を算出しているところでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

官民の格差是正と言われますけれども、やっぱり公務員の給与を参考にしてさまざまな団体の職員さんだとか、企業だとかの給与が決まっているというところがありますので、ここで公務員の給与が下がれば民間も下がって、波及していくということになると思います。ぜひ、やっぱり景気低迷の中で内需拡大、こういう観点に立って公務員給与を引き下げるべきではない、こういうことを申し上げて反対の態度をとらせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第99号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。